

奈良県の環境の現況について

(令和6年度 自動車騒音)

- ・騒音規制法第18条の規定に基づき、自動車騒音の状況を把握するため、県下の主要幹線道路（高速自動車道、一般国道等：1日の交通量概ね1万台以上）を75区間に分割し、平成13年度から平成17年度まで15区間ずつ自動車騒音レベルを調査した。
- ・平成12年5月に示された自動車騒音常時監視の処理基準が平成17年6月に改正され、新しい処理基準に基づいた平成18年度の常時監視に係る実施計画が環境省から求められ、平成17年度において1か年で3区間、5か年でおおよそ15区間について調査する計画を立案した。区間の選定については、前の5か年で調査した75区間の中から、①区間対象市町村が奈良市のみの区間、②評価対象戸数の環境基準達成率が100%であった区間、③測定地点での騒音レベルが要請限度以内であった区間、④評価対象戸数が少ない、若しくは評価区間延長が短い区間を除外した。
- ・平成24年度より自動車騒音常時監視の事務処理基準が改正され、市へ当該事務が権限移譲されることに伴い、平成23年度より改正後の新しい処理基準を見据え、1か年で3区間ずつ10か年に亘って、合計30区間について実施する計画を立案した。区間の選定については、町村域の道路のうち特に交通量の多い区間を優先した。
- ・令和3年度より10か年に亘って、合計30区間について実施する計画を立案した。区間の選定については、①24時間自動車類交通量が1万台以上の区間、②評価区間延長（町村部分）が1km以上の区間、③評価対象戸数が30戸を超える区間を調査対象とした。
- ・自動車騒音の常時監視では、騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、騒音測定に加えて、県下の主要道路沿道の建物条件調査等を実施し、環境基準に定められた面的評価を実施するものとされている。（環境に係る環境基準の評価マニュアル（環境省））
- ・令和6年度は、2調査区間（別表1）1062戸について面的評価を行った。その結果（別表2・3）、昼間・夜間ともに環境基準を達したのは1034戸（97.4%）であった。

別表1 評価区間

| 番号 | 区間名 | 測定地点 |
|----|-------------------------|---------|
| 1 | 一般国道24号線（田原本町唐古～田原本町千代） | 田原本町大字鍵 |
| 2 | 桜井田原本王寺線（田原本町秦庄～広陵町寺戸） | 田原本町松本 |

別表2 道路に面する地域における環境基準の達成状況

| 面的評価対象 住居等総戸数 | 昼夜とも 環境基準以下 | 昼のみ 環境基準以下 | 夜のみ 環境基準以下 | 昼夜とも 環境基準超過 |
|------------------|----------------|---------------|---------------|----------------|
| 1062戸 | 1034戸(97.4%) | 20戸(1.9%) | 0戸(0.0%) | 8戸(0.8%) |

別表3 地域類型別道路に面する地域における環境基準の達成状況

| 地域の類型 | 評価戸数 | 昼夜とも 環境基準以下 | 昼のみ 環境基準以下 | 夜のみ 環境基準以下 | 昼間・夜間 環境基準超過 |
|----------------------------------|-------|------------------|---------------|---------------|-----------------|
| 幹線交通を担う道路に 近接する空間 | 313戸 | 285戸 (91.1%) | 20戸 (6.4%) | 0戸 (0.0%) | 8戸 (2.6%) |
| A類型のうち2車線以上の車線を 有する道路に面する地域 | 82戸 | 82戸 (100.0%) | 0戸 (0.0%) | 0戸 (0.0%) | 0戸 (0.0%) |
| B・C類型のうち2車線以上の 車線を有する道路に面する地域 | 667戸 | 667戸 (100.0%) | 0戸 (0.0%) | 0戸 (0.0%) | 0戸 (0.0%) |
| 全地域 | 1062戸 | 1034戸 (97.4%) | 20戸 (1.9%) | 0戸 (0.0%) | 8戸 (0.8%) |

* 道路に面する地域において、環境基準の地域の類型が当てはめられていない場合、当該地域の類型は、Bが当てはめられているとみなし評価した。